

〈被害者参加〉通訳料・翻訳料等請求書(兼 通訳人請求書/領収書)

〈弁護士記入欄〉 弁護士 (登録番号)

通訳料等基準金額		請求金額	内容
通訳料等	① 通訳料 基本料金(*1) 【30分以内 8,000円(消費税込み)】	円	打合せ・協議等 年 月 日
	② 通訳料 延長料金 【30分を超える分について 10分に達するごとに1,000円(消費税込み)】	円	延長時間 分
	③ 待機時間に対する手当(*2) 【20分に達するごとに1,000円(消費税込み) 4,000円を上限】	円	待機時間 分
	④ 交通費(*3)(*4) 【公共交通機関を利用した場合に算定される金額を上限とする実費】 ・特急料金及び座席指定料金は、特急券の有効区間が片道100km以上の場合、急行料金は、急行券の有効区間が片道50km以上の場合のみ支給します。なお、グリーン料金は支給されません。	円	
	⑤ 遠距離移動に対する手当(*3) 【通訳のための移動が往復100km以上にわたる場合 4,000円(消費税込み)】	円	場所
A 総合計 (①+②+③+④+⑤)	円	* 源泉徴収前の金額をご記入下さい。	

- *1 「通訳時間」とは、実際に通訳を行った時間(打合せ・協議等の開始から終了までの時間)を指し、待機時間を含みません。また、同一事件に関し、同一日に複数回の通訳を行った場合、基本料金の支給は1回のみです。
- *2 「待機時間」とは、通訳人が通訳予定場所に到着した時刻又は通訳予定場所における国選被害者参加弁護士との待ち合わせ時刻のうち、いずれか遅い時刻から、通訳を開始するまで(通訳が実施されなかった場合は、通訳の不実施が確定したときまで)の時間を指します。
- *3 「交通費」「遠距離移動に対する手当」は、複数の事件について同一の移動機会に通訳をした場合は、事件の件数に応じて按分します。
- *4 「公共交通機関を利用した場合に算定される金額」とは、公共交通機関(タクシーは含まない)を利用して最も経済的な通常の経路及び方法により移動した場合の金額を指します。

翻訳文書の種類(要疎明資料)		枚数	請求金額	内容
翻訳料等	①	枚	円	
	②	枚	円	
	③	枚	円	
A 総合計	枚	円	* 源泉徴収前の金額をご記入下さい。	

※法テラスでは、翻訳料は、次の1から3すべての要件に該当するときのみ、通訳料に準じるものとして翻訳料を支給対象としています。該当する場合にはチェックしてください。

- 1 国選被害者参加弁護士としての活動に通訳人を要した事件であること
- 2 法廷通訳人又は打合せ・協議等での通訳人に依頼した文書の翻訳であること
- 3 国選被害者参加弁護士による検察官の権限行使への意見申述、証人尋問、被告人質問及び事実又は法律の適用についての意見陳述のために行われた文書の翻訳であること

注1 翻訳料の目安は、1文書(A4版4枚程度)8,000円(税込)程度です(A4版1枚なら2,000円程度)。

注2 1から3のいずれかに該当しない(疑義がある)場合や1文書3万円を超える場合には、事前に照会してください。

※通訳料又は翻訳料について、法テラスの定める通訳料基準又は目安と異なる通訳料等を支払った(請求を受け入れた)場合。

通訳料又は翻訳料につき、通訳人に上記基準又は目安を説明した場合はにチェックし、異なる通訳料等を支払った(請求を受け入れた)場合はその理由。理由

通訳に係る報酬・料金については、源泉徴収の対象範囲となっています。支払者が源泉徴収を行う必要がある者かにつきましては、個別に税務署等担当機関へお問い合わせ下さい。注)2013.1.1以降支払分から「復興特別所得税」(税額の2.1%)も併せて徴収する必要があります。

* 源泉徴収を行った場合

B	源泉徴収額(10.21%)	円
C	支払額(A-B) * 実際に通訳人等が領収した額	円

通訳人へ振込・書留により支払った場合
振込・書留手数料請求金額
(円)

〈通訳人記入欄〉上記のとおり、通訳人(翻訳)費用を 請求します。受領しました。 年 月 日
(振込・書留手数料は、弁護士が負担してください。)(↑どちらかの該当項目にチェックしてください。)

弁護士 殿	通訳人氏名	言語
事件番号 平成 年() 第 号	通訳人住所	
被害者参加人名		